

確定給付企業年金(DB)加入者の 確定拠出年金(DC)の拠出限度額の変更について

日本ITソフトウェア企業年金基金

1. DDC抽出限度額の変更

1. DC拠出限度額の変更

- 確定給付企業年金(DB)加入者のDC拠出限度額の変更([2024年12月施行](#))

変更前

企業型DC	月額27,500円
iDeCo	月額27,500円 - 企業型DCの事業主掛金額 ※上限12,000円



変更後

企業型DC	月額55,000円 - DBの他制度掛金相当額
iDeCo	月額55,000円 - 企業型DCの事業主掛金額 - DBの他制度掛金相当額 ※上限20,000円

(参考)企業年金非加入の厚生年金被保険者のiDeCo拠出限度額:月額23,000円

1. DC拠出限度額の変更

■ 他制度掛金相当額とは

DB制度ごとの給付水準を一定の計算方法により掛金相当額へ換算した金額のことです。実際に納付する掛金額にかかわらず、DC拠出限度額の算出にはこの額が使用されます。

■ 施行日(2024年12月1日)以降の日を基準日とする財政再計算を行うまでは簡易な方法で算定することが認められています。

標準掛金の総額 ÷ 加入者数 ※千円未満の端数四捨五入

■ 次回の財政再計算時には本来の方法(加入年齢方式)で算定し直します。

1. DC拠出限度額の変更

■ ITS基金の他制度掛金相当額

加入制度	事業所番号	他制度掛金相当額
第1年金のみ	10XXXXX	月額4,000円
第2年金のみ	20XXXXX	月額3,000円
第1年金＋第2年金両方加入	30XXXXX*	月額7,000円

*加入制度は加入者ごとに判定します。事業所番号30XXXXXの事業所の中には、第1年金と第2年金で加入者の範囲が異なる事業所があります。第1年金のみの加入者の他制度掛金相当額は月額4,000円です。

- iDeCoへの加入や拠出額変更の検討材料として加入者に周知する必要があり、5月に配付している「仮想個人勘定残高のお知らせ」の裏面に記載しています。

1. DC拠出限度額の変更

- 例えば、第1年金＋第2年金両方加入で、加入する企業年金がITS基金のみの場合のiDeCoの拠出限度額は…

$$55,000 - 7,000 = 48,000 > 20,000$$

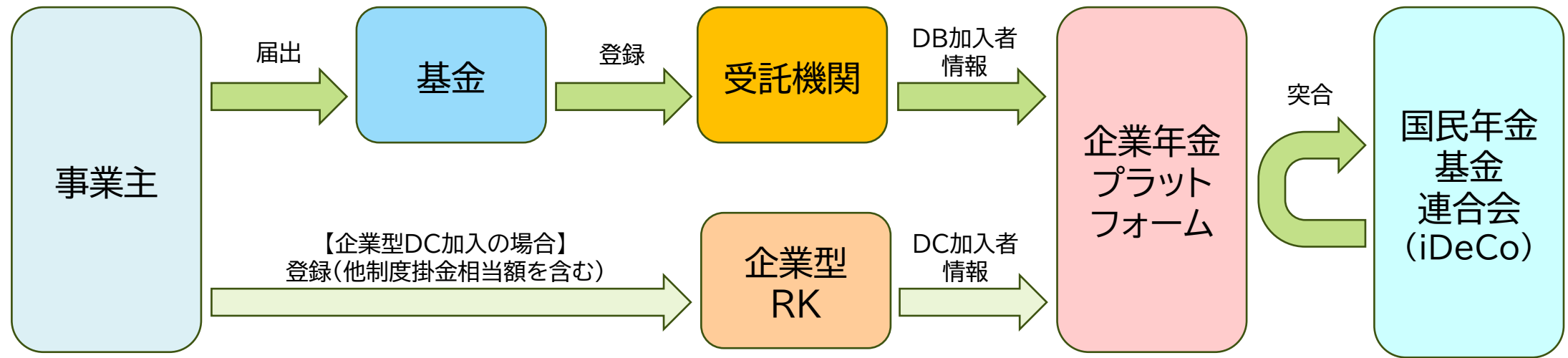
⇒ 上限である月額20,000円です。
(制度変更前の月額12,000円から引き上げ)

- 企業型DCや他のDBに加入している場合は、DCの事業主掛金やDBの他制度掛金相当額の合計額を所定の式に当てはめて、算出してください。
- iDeCoへの加入や拠出額変更の手続きについては、ご本人からiDeCoの運営管理機関へ問い合わせるようお願いください。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

2. 企業年金プラットフォームへの対応

- 確定拠出年金の制度変更に対応するため、
「企業年金プラットフォーム」に各企業年金の情報が集約されます。
(運営主体：[企業年金基金連合会](#))



- 社員がiDeCoに加入するときやiDeCo加入中の方が入社するときの事業主の証明が不要になります。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

- 企業年金プラットフォームの情報は、月1回更新されます。
(X月末日時点の情報をX+1月末日までに登録)
- これに対応するため、確定給付企業年金法施行規則が改正されます。
資格取得届・資格喪失届の届出期限

改正前

30日以内



改正後

30日を経過する日 または 異動年月日の属する月の翌月14日 のいずれか早い日まで

- 実際の運用上は、原則として、ITS基金の掛金計算の届出締切日までの届出が企業年金プラットフォームの更新に反映されます。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

- 掛金計算の届出締切日はITS基金のホームページで公開しています。

[トップページ](#) > [事業主・事務担当者のページ](#) > [掛金の事務](#)

- 2024年11月分掛金～2025年1月分掛金のスケジュール

掛金月分	届出締切日	納入告知書発送日	納付期限
2024年11月	2024年12月4日	2024年12月18日	2025年1月6日
2024年12月	2025年1月6日	2025年1月17日	2025年1月31日
2025年1月	2025年2月3日	2025年2月17日	2025年2月28日

- 2025年2月分以降のスケジュールは2025年1月中旬ごろまでに公開します。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

- 企業年金プラットフォームでは、基礎年金番号をキーとして記録を突合します。

次のような場合、ITS基金の加入者資格の取得・喪失が正しく企業年金プラットフォームに反映されず、iDeCoの情報とITS基金の情報に不整合が生じて国民年金基金連合会からご本人へ問い合わせの文書が送付されることがあります。

- ◆ 掛金計算の届出締切日までに資格取得届・資格喪失届が提出されなかった。
 - ◆ 資格取得届に基礎年金番号を入力しなかった。
 - ◆ 資格取得届に入力した基礎年金番号・生年月日・性別に誤りがあった。
- 不整合が解消されるまでiDeCoの掛金拠出が停止されることがあります。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

■ ご本人へ送付される「企業年金登録情報との不整合のご案内」の例

企業年金登録情報との不整合のご案内

基礎年金番号 XXXX-XXXXXX
氏名 XX XX
性別 X
生年月日 昭和XX年XX月XX日

各制度の登録情報と不整合理由

iDeCo登録情報	B.DBのみあり
企業年金登録情報	C.企業年金なし
不整合理由	A.他年金制度加入状況不整合のため

iDeCo登録情報	ご本人がiDeCoに登録した企業年金加入状況
企業年金登録情報	企業年金プラットフォームに集約された企業年金加入状況

2. 企業年金プラットフォームへの対応

- 「iDeCo登録情報」の内容が誤っている場合は、ご本人からiDeCoの運営管理機関へ問い合わせるようお願いください。
- 「企業年金登録情報」の内容が誤っている場合のお問い合わせ先

		iDeCo登録情報		
		A.企業型DC(DB併用含む)	B.DBのみ	C.企業年金なし
企業年金登録情報	A.企業型DC(DB併用含む)	—	DCの運営管理機関	DCの運営管理機関
	B.DBのみ	DCの運営管理機関	—	DB(ITS基金*を含む)
	C.企業年金なし	DCの運営管理機関	DB(ITS基金*を含む)	—
	D.企業型DC複数加入	DCの運営管理機関	DCの運営管理機関	DCの運営管理機関

*ITS基金へのお問い合わせは、届出が正しく行われているかペンション・プラスでご確認いただいた後、事業所の事務担当者様からお願いいたします。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

■ Q1

3ヶ月前に入社した社員へ「企業年金登録情報との不整合のご案内」が送付されました。iDeCo登録情報が「DBのみあり」、企業年金登録情報が「企業年金なし」となっています。

A1

当該社員についての加入者資格取得届は入社月の掛金の届出締切日までに提出されていますか？ペンション・プラスで届出状況をご確認ください。

締切日を過ぎて提出されている場合は、記録が企業年金プラットフォームに反映され次第、掛金拠出の停止は解消されると思われます。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

■ Q2

3ヶ月前に入社した社員へ「企業年金登録情報との不整合のご案内」が送付されました。iDeCo登録情報が「企業年金なし」、企業年金登録情報が「DBのみあり」となっています。

A2

社員ご本人がiDeCoに登録している内容に誤りがあるものと思われます。
iDeCoの運営管理機関へ問い合わせ、[「加入者登録情報変更届\(第2号被保険者用\)\(K-032\)」](#)を提出するようお願いください。

加入する企業年金がITS基金のみの場合の「企業年金制度等の加入状況コード」は、「02(確定給付型の企業年金)」となります。

2. 企業年金プラットフォームへの対応

■ ITS基金からのお願い

◎資格取得届・資格喪失届は、掛金計算の届出締切日までにご提出ください。

◎資格取得届には、可能な限り、基礎年金番号をご入力ください。

※20歳以上の国内居住者は原則として全員に基礎年金番号が付番されています。

※年金手帳・基礎年金番号通知書以外にも、国民年金保険料の領収書など国民年金関係の書類に基礎年金番号が記載されている場合があります。

※基礎年金番号欄が空欄だった場合、資格取得届の処理完了と同時に基礎年金番号届の届出依頼が通知されます。お早めに基礎年金番号届をご提出ください。

◎資格取得届には、正確な基礎年金番号・生年月日・性別をご入力ください。